

学文第 689 号
令和 3 年 2 月 3 日

山形県公文書等管理委員会
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県知事 吉村 美栄子

保存期間を 1 年未満と設定した公文書について（意見聴取）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を聴取します。

記

【意見聴取事項】

山形県公文書管理規程（令和 2 年 3 月県訓令第 2 号）第 43 条第 5 項の規定に基づき、保存期間を 1 年未満と設定した公文書については、条例第 2 条第 5 項の基準に適合しないものとする事。

<理由>

山形県公文書管理規程第 43 条第 5 項では、保存期間を 1 年未満と設定することができる公文書を限定して列挙している。

また、保存期間が 1 年未満の公文書の量は、保存期間を 1 年以上とする公文書に比して膨大である。

これらのことから、公文書管理事務の効率化及び適正化の観点から、保存期間が 1 年未満の公文書については、条例第 2 条第 5 項の基準（歴史公文書の基準）に適合しないものとし、廃棄時の山形県公文書等管理委員会への意見聴取を要さないこととするもの。

【参考】

○山形県公文書等の管理に関する条例(平成31年3月15日山形県条例第14号)

第2条

- 5 この条例において「歴史公文書」とは、公文書及び法人文書のうち、歴史資料として重要な文書として、規則で定める基準に適合するものをいう。

第8条

2 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、第2条第5項の基準に適合するか否かについて山形県公文書等管理委員会（第30条に規定する山形県公文書等管理委員会をいう。第24条において同じ。）の意見を聴かなければならない。

○山形県公文書管理規程（令和2年3月27日山形県訓令第2号）

第43条

- 3 公文書の保存期間の設定及び文書分類表の作成においては、条例第2条第5項の歴史公文書（以下「歴史公文書」という。）は、1年以上の保存期間を定めなければならない。
- 4 公文書の保存期間の設定及び文書分類表の作成においては、歴史公文書に該当しないものであっても、県政が適正かつ効率的に運営され、県民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証に必要となる公文書は、原則として1年以上の保存期間を定めなければならない。
- 5 第1項の規定により、1年未満の保存期間を設定することができる公文書は、前2項に定めるものを除き、次に掲げるものとする。
- (1) 別途正本又は原本が管理されている公文書の写し
 - (2) 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等
 - (3) 出版物又は公表物を編集した公文書
 - (4) 所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答を記録した公文書
 - (5) 明白な誤りがある等の事由により客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった公文書
 - (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しない公文書
 - (7) 文書分類表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして具体的に定められた公文書
- 6 前項各号に掲げるいずれかに該当する公文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合等の事由により合理的な跡付け又は検証に必要となる公文書の保存期間は、1年以上としなければならない。

山形県公文書等管理委員会
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県教育委員会教育長



保存期間を1年未満と設定した公文書について（意見聴取）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を聴取します。

記

【意見聴取事項】

山形県教育委員会公文書管理規程（令和3年4月山形県教育委員会訓令第6号）第43条第5項の規定に基づき、保存期間を1年未満と設定した公文書については、条例第2条第5項の基準に適合しないものとする。

<理 由>

山形県教育委員会公文書管理規程第43条第5項では、保存期間を1年未満と設定することができる公文書を限定して列挙している。

このことから、公文書管理事務の効率化及び適正化の観点から、保存期間が1年未満の公文書については、条例第2条第5項の基準（歴史公文書の基準）に適合しないものとし、廃棄時の山形県公文書等管理委員会への意見聴取を要さないこととするもの。

山人委第256号
令和3年2月19日

山形県公文書等管理委員会
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

保存期間を1年未満と設定した公文書について（意見聴取）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を聴取します。

記

【意見聴取事項】

山形県人事委員会公文書管理規程（令和2年3月27日県人事委員会訓令第1号）第40条第5項の規定に基づき、保存期間を1年未満と設定した公文書については、条例第2条第5項の基準に適合しないものとする事。

<理由>

山形県人事委員会公文書管理規程第40条第5項では、保存期間を1年未満と設定することができる公文書を限定して列挙している。

また、保存期間が1年未満の公文書の量は、保存期間を1年以上とする公文書に比して膨大である。

これらのことから、公文書管理事務の効率化及び適正化の観点から、保存期間が1年未満の公文書については、条例第2条第5項の基準（歴史公文書の基準）に適合しないものとし、廃棄時の山形県公文書等管理委員会への意見聴取を要さないこととするもの。

監委第 123 号
令和3年2月27日

山形県公文書等管理委員会
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県代表監査委員 武田 一夫

保存期間を1年未満と設定した公文書について（意見聴取）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を聴取します。

記

【意見聴取事項】

山形県監査委員事務局公文書管理規程（令和2年3月山形監査委員県訓令第2号）第30条第5項の規定に基づき、保存期間を1年未満と設定した公文書については、条例第2条第5項の基準に適合しないものとする事。

<理由>

山形県監査委員事務局公文書管理規程第30条第5項では、保存期間を1年未満と設定することができる公文書を限定して列挙している。

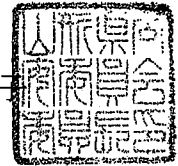
また、保存期間が1年未満の公文書の量は、保存期間を1年以上とする公文書に比して膨大である。

これらのことから、公文書管理事務の効率化及び適正化の観点から、保存期間が1年未満の公文書については、条例第2条第5項の基準（歴史公文書の基準）に適合しないものとし、廃棄時の山形県公文書等管理委員会への意見聴取を要さないこととするもの。

山形公委広第 2 号
令和 3 年 2 月 4 日

山形県公文書等管理委員会
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県公安委員会
委員長 柴田 曜子



保存期間を 1 年未満と設定した公文書について（意見聴取）
標記のことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県
条例第 14 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定により、下記事項につ
いて貴委員会の意見を聴取します。

記

【意見聴取事項】

山形県公安委員会公文書管理規則（令和 2 年 3 月県公安委員会規則第 5 号）
第 22 条の規定により適用する山形県警察公文書の管理に関する訓令（令和 2
年 3 月本部訓令第 4 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、保存期間を 1 年未満
と設定した公文書については、条例第 2 条第 5 項の基準に適合しないものとす
ること。

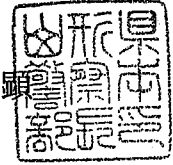
<理由>

同訓令第 11 条第 5 項では、保存期間を 1 年未満と設定することができる公
文書を限定して列挙しており、公文書管理事務の効率化及び適正化の観点から、
保存期間が 1 年未満の公文書については、条例第 2 条第 5 項の基準（歴史公文
書の基準）に適合しないものとし、廃棄時の貴委員会への意見聴取を要さない
こととするもの。

広 第 8 号
令和 3 年 2 月 4 日

山形県公文書等管理委員会
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県警察本部長 佐藤 正顕



保存期間を1年未満と設定した公文書について（意見聴取）
標記のことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県
条例第14号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、下記事項につ
いて貴委員会の意見を聴取します。

記

【意見聴取事項】

山形県警察公文書の管理に関する訓令（令和2年3月本部訓令第4号）第11
条第5項の規定に基づき、保存期間を1年未満と設定した公文書については、
条例第2条第5項の基準に適合しないものとする。

<理由>

同訓令第11条第5項では、保存期間を1年未満と設定することができる公
文書を限定して列挙している。

また、保存期間が1年未満の公文書の量は、保存期間を1年以上とする公文
書に比して膨大である。

これらのことから、公文書管理事務の効率化及び適正化の観点から、保存期
間が1年未満の公文書については、条例第2条第5項の基準（歴史公文書の基
準）に適合しないものとし、廃棄時の貴委員会への意見聴取を要さないことと
するもの。

山形労委第 109 号
令和 3 年 1 月 22 日

山形県公文書等管理委員会
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県労働委員会会長 立松 潔

保存期間を 1 年未満と設定した公文書について（意見聴取）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を聴取します。

記

【意見聴取事項】

山形県労働委員会事務局公文書管理規程（令和 2 年 3 月山形県労働委員会訓令第 1 号）第 27 条第 5 項の規定に基づき、保存期間を 1 年未満と設定した公文書については、条例第 2 条第 5 項の基準に適合しないものとする事。

<理由>

山形県労働委員会事務局公文書管理規程第 27 条第 5 項では、保存期間を 1 年未満と設定することができる公文書を限定して列挙している。

また、保存期間が 1 年未満の公文書の量は、保存期間を 1 年以上とする公文書に比して膨大である。

これらのことから、公文書管理事務の効率化及び適正化の観点から、保存期間が 1 年未満の公文書については、条例第 2 条第 5 項の基準（歴史公文書の基準）に適合しないものとし、廃棄時の山形県公文書等管理委員会への意見聴取を要さないこととするもの。

企業総企第 491 号
令和 3 年 1 月 27 日

山形県公文書等管理委員会
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県企業管理者 高橋 広樹



保存期間を 1 年未満と設定した公文書について（意見聴取）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を聴取します。

記

【意見聴取事項】

山形県企業局公文書管理規程（令和 2 年 3 月県企業管理規程第 2 号）第 41 条第 5 項の規定に基づき、保存期間を 1 年未満と設定した公文書については、条例第 2 条第 5 項の基準に適合しないものとする。

<理由>

山形県企業局公文書管理規程第 41 条第 5 項では、保存期間を 1 年未満と設定することができる公文書を限定して列挙している。

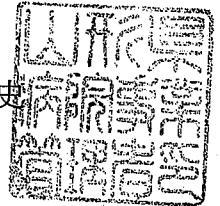
また、保存期間が 1 年未満の公文書の量は、保存期間を 1 年以上とする公文書に比して膨大である。

これらのことから、公文書管理事務の効率化及び適正化の観点から、保存期間が 1 年未満の公文書については、条例第 2 条第 5 項の基準（歴史公文書の基準）に適合しないものとし、廃棄時の山形県公文書等管理委員会への意見聴取を要さないこととするもの。

県病第 700 号
令和 3 年 2 月 9 日

山形県公文書等管理委員会
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県病院事業管理者 大澤 賢史



保存期間を 1 年未満と設定した公文書について（意見聴取）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を聴取します。

記

【意見聴取事項】

山形県病院事業局公文書管理規程（令和 2 年 3 月県病院事業管理規程第 4 号）第 43 条第 5 項の規定に基づき、保存期間を 1 年未満と設定した公文書については、条例第 2 条第 5 項の基準に適合しないものとする。

<理由>

山形県病院事業局公文書管理規程第 43 条第 5 項では、保存期間を 1 年未満と設定することができる公文書を限定して列挙している。

また、保存期間が 1 年未満の公文書の量は、保存期間を 1 年以上とする公文書に比して膨大である。

これらのことから、公文書管理事務の効率化及び適正化の観点から、保存期間が 1 年未満の公文書については、条例第 2 条第 5 項の基準（歴史公文書の基準）に適合しないものとし、廃棄時の山形県公文書等管理委員会への意見聴取を要さないこととするもの。